

事業者の皆様へ



## 事業系ごみの

# 適正処理と減量の手引き

～循環型社会の実現を目指して～

### もくじ

1. 事業系ごみとは ?	1
2. 事業系ごみの現状	2
3. 事業系ごみの減量方法	2
① ごみを減量するメリット	2
② ごみを減量するためのポイント 3R	2~3
③ ごみ減量の実現のために	3~4
4. 「多量排出事業者」及び「事業用建築物」所有者の責務	4
5. 事業系ごみの処理方法	5
① 市の許可業者に委託する	5
② 事業系ごみを清掃センターへ持ち込む	6
6. 産業廃棄物	7
・産業廃棄物の区分一覧	7~8
・産業廃棄物に関しての問合せ先及び処理業者の紹介	8
7. 排出事業者責任	8
・排出事業者責任とその重要性	8
・廃棄物処理を委託する場合は「許可」があるか確認しましょう	8
・処理業者との契約に第三者を介在させないでください	8

和光市

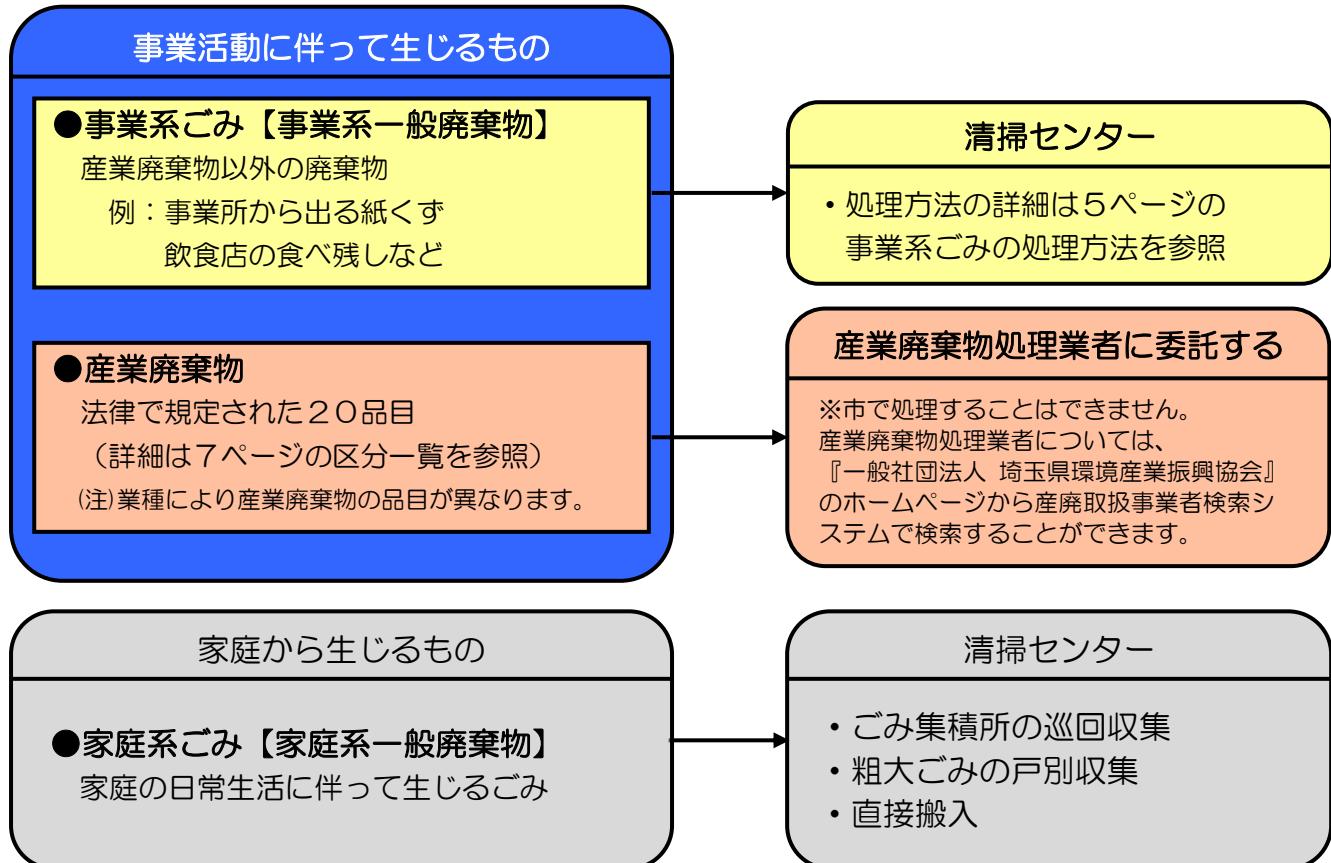
－令和7年度版－

## 1. 事業系ごみとは？

事業活動に伴って生じるごみのうち、産業廃棄物以外の廃棄物を事業系ごみといいます。

- ・事業活動とは、店舗（個人経営含む）、会社、工場、事務所などの営利を目的とする活動だけでなく、学校、官公署など非営利団体の活動も含まれます。

＜廃棄物の種類＞



※ 本手引きでは事業系一般廃棄物のことを「事業系ごみ」、家庭系一般廃棄物のことを「家庭系ごみ」といいます。

※ 事業系ごみの処理は有料です。処理方法は5ページをご参照ください。

※ 事業所と住まいが同じ場合も、家庭系ごみと事業系ごみは区別してください。

### 判断が難しい事業系ごみの例

木くず ○会社内の植栽などの剪定した枝や刈り草など・・・・・・・・・・・・事業系ごみ  
×工事などに伴い伐採された樹木や枝など・・・・・・・・・・・・産業廃棄物

ペットボトル  
びん・缶 ○従業員が飲食した弁当容器やペットボトル、びん、缶など・・・・事業系ごみ  
×上記以外の（飲食を伴わない）プラスチック類、ガラス、缶・・・・産業廃棄物

生ごみ ○飲食店の食べ残し、小売店の売れ残り・・・・・・・・・・・・事業系ごみ  
×食品加工業などによって生じた切れ端やあらなど・・・・・・・・・・・・産業廃棄物

## 2. 事業系ごみの現状

当市における令和6年度のごみ総搬入量は、21,027tでした。そのうち事業系ごみは4,059tで総排出量の19.3%となっています。令和5年度のデータと比較すると、総搬入量が233t減少している一方で事業系ごみは36t増加していることがわかります。また事業系ごみは令和2年度から令和6年度にかけて年々上昇傾向にあることがわかります。

【ごみ排出量の状況】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭系ごみ総量（t）	19,066	18,466	17,885	17,237	16,968
事業系ごみ総量（t）	3,593	3,930	4,026	4,023	4,059
年間総搬入量（t）	22,659	22,396	21,911	21,260	21,027
事業系ごみの割合	15.9%	17.5%	18.4%	18.9%	19.3%

近年、レジ袋の有料化や食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されるなど、事業者のごみに関する責任の範囲が年々拡張しています。原料調達から生産、消費、廃棄に至るそれぞれの段階で3Rすることが求められています。また、当市では燃やすごみの焼却灰などの埋立は、他県等に依存しており、事業系ごみの減量対策を行うことは非常に重要となります。

## 3. 事業系ごみの減量方法

### (1) ごみを減量するメリット

#### ★経費の削減

ごみ処理経費の節減になります。ダンボール・空き缶等は資源ごみとして売却することで利益を得ることもできます。

#### ★会社のイメージアップ

地球環境問題への関心が高まる中で、事業者の環境問題への取り組みが社会の注目を集めています。

#### ★地球環境保全

持続可能な社会を実現するために、次世代により良い環境を引き継ぎます。

### (2) ごみを減量するためのポイント 3R (Reduce! Reuse! Recycle!)

☆事業系ごみのうち、特に大きな割合を占めているのは紙類です！3Rの推進をお願いします！

#### ①ごみを出さない (Reduce : 無駄を無くし廃棄物の量を減らす)

まず、ごみの発生抑制（ごみをつくらないこと）に努めましょう。ごみを減らすには、発生までの取組が大切です。ごみが減るだけでなく経費の節約にもなります。

##### <取り組み例>

- ・両面コピーを心掛ける。必要以上の資料は作らない。データを共有化し書類を個人で持たない。
- ・ダンボールは納入業者へ返却する。ダンボールの代わりにコンテナなどを使用する。
- ・仕入や調理の工夫により生ごみを減量するとともに、捨てる際は水切りをしっかり行う。
- ・レジ袋の有料化に取り組み、買い物袋の持参を推進する。

## ②再使用に努める（Reuse：再使用できるものは繰り返し使う）

ごみを種類別に分別すると、まだ使える物、再資源化できるものが見えてきます。

### 〈取り組み例〉

- ・メモ用紙などは裏紙を使用する。封筒類は内部交換文書等に使用する。
- ・空ダンボールを有効利用する。
- ・リターナブルびんは販売店に返す。

## ③リサイクルの推進（Recycle：資源となるものの分別、リサイクルを推進する）

これまで廃棄していたものでも、リサイクルできるものがあるかもしれません。再度確認して各種リサイクル法に基づく適正なリサイクルの検討をお願いします。

### 〈取り組み例〉

- ・個人情報記載文書は、安全にリサイクルできる方法の業者に依頼する。
  - ・紙類・びん・缶・布・他金属は、資源として分別しリサイクル業者に売却する。
  - ・小さい事業者で、まとまった量の資源が出ない場合は、事業者同士連携してリサイクルを行う。
- (参考) 市ホームページで、「和光市リサイクル活動回収取り扱い業者一覧」が確認できます。

URL : <https://www.city.wako.lg.jp/kurashi/gomi/1002799/1002802/1002803.html>

埼玉県ホームページで、県に登録されている「廃棄物再生事業者一覧」が確認できます。

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/saiseijigyosya.html>

※上記はあくまで参考になります。登録事業者でなくてもリサイクルを委託できます。

リサイクルを循環させるために、文房具やトイレットペーパーなどの再生品を積極的に利用することも重要です。スーパー やコンビニ、小売店などで、ごみ箱を設置する際は、資源の分別を呼びかけ、品目ごとにボックスの設置をお願いします。

## (3) ごみ減量の実現のために

ごみの内容や量は、事業内容や規模で変わります。

それぞれの職場の実態にあったごみ減量システムをつくりましょう。



### ごみ減量システム検討手順

#### ステップ1 現状調査

- ・どのようなごみが発生しているか。
- ・ごみの発生量はどのくらいか。
- ・発生したごみはどのように処理されているか。



#### ステップ2 発生抑制と資源化の研究

- ・発生抑制が可能なものはないか、その方法は何か。
- ・資源化が可能なものはないか、その方法は何か。
- ・排出抑制と資源化によりどの程度の量が減量できるのか。
- ・資源化できないごみの適正な処理方法は何か。

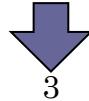


埼玉県ホームページで、県に登録のある廃棄物再生事業者一覧がご覧になれます。

ごみを減らすには、減量効果の大きいものから取り組むと良い効果が早く現れます。

1人ひとりの手元分別が最も効果的で、習慣化すると手間ではなくなります。

今のごみ箱の半分を資源箱に転用してみましょう。ごみは確実に減らすことができます。



### ステップ3 減量計画の作成

- ・資源物やごみの保管場所を確保する。
- ・資源物の分別方法や引き渡し方法を決める。
- ・減量化の目標値を定める。
- ・必要経費の予算化を図る。



### ステップ4 実行と問題点の抽出

- ・ごみ減量システムを実行し、定期的に検証して問題点が出来ればシステムの改善を行う。

## 4. 「多量排出事業者」及び「事業用建築物」所有者の責務

**多量排出事業者**とは、事業系ごみを1日平均30キログラム以上を排出する者をいいます。多量排出事業者は事業系ごみの適正処理及び減量についてさらに厳格な管理が求められ、市が指示したときに、事業系ごみの減量に関する計画書の作成等をしなければいけません。

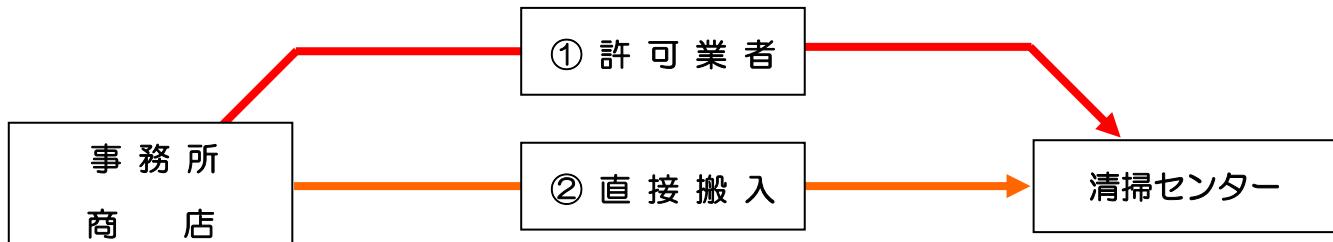
**事業用建築物の所有者**は、事業者と同様に事業系ごみの減量及び適正処理が図られるよう管理を行う必要があります。そのうち、**事業用大規模建築物**の所有者は事業系ごみの減量及び適処理に関する計画書の作成及び提出、廃棄物管理責任者を選任し、届け出する責務があります。

※事業用大規模建築物とは、床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物で、市が指定するものをいいます。

多量排出事業者 (1日平均30キログラム以上排出する者)	事業用大規模建築物の所有者 (床面積の合計が3,000平方メートル以上で市が指定する者)
事業系ごみの減量に関する計画書の作成及び提出（市が指示した時）	事業系ごみの減量及び適正処理に関する計画書の作成及び提出（必須） ※提出期限：毎年6月末まで
	廃棄物管理責任者の選任及び届出（必須）

## 5. 事業系ごみの処理方法

事業系ごみは、自己処理(有料)が原則です。分別ルールは家庭ごみと同様です。  
※「処理困難ごみ」、「産業廃棄物」、「分別が適正でないもの」は、市では受け入れできません。  
ごみの出し方は、以下の2通りの方法があります。



※ 事業系ごみの処理方法として③事業系ごみ処理シールを貼ってごみ集積所へ出す方法がありましたが、朝霞市とのごみ処理広域化に伴い、令和7年3月31日をもって廃止となりました。

### ① 市の許可業者に委託する ごみの量★★★

定期的にごみが発生する事業者、大量にごみが発生したときなど



一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（令和8年1月現在）

業者名	所在地	電話番号
(株)勤労衛生	和光市下新倉 6-13-15	461-1577
日本興業(株)	和光市本町 20-14	463-1017
(有)大和清掃	和光市白子 3-21-14	461-1858
和光リサイクル事業協同組合	和光市新倉2-15-67	461-1440
斎藤興業(株)	和光市下新倉 5-10-70	466-1055
片山商事(株)	朝霞市栄町 5-6-19	0120-538-324
大村商事(株)	志木市下宗岡 2-18-20	472-0328
(株)アシスト	朝霞市上内間木 407-5	456-3356
(株)ユーポライト	練馬区土支田 4-13-10	03-3978-8826
(有)志木リサイクル	志木市中宗岡 5-14-27	471-1931
(株)野島商事	新座市本多 1-6-7	478-2049

上記の他に、エルエス工業(株)がありますが、事業が限定されているため掲載していません。

※業者によって、取り扱いできる廃棄物や処理費用も異なります。事前にご確認下さい。

※処理委託する前に、ごみの分別、減量・リサイクルのご協力をお願いします。

## ② 清掃センターに直接持ち込む ごみの量★★

不定期にごみが発生する事業者、少量のごみが発生したときなど



### 和光市清掃センター

場 所 和光市下新倉 6-17-1

電 話 048-464-5300

時 間 月曜日～金曜日

午前 8：30～12：00、午後 1：00～4：00（土日祝日・年末年始を除く）

持ち物 市内の事業所であると証明できるもの

または、ごみが出た場所が市内であると証明できるもの

金 額 事業系ごみ：220 円／10kg

※ごみは分別してから搬入してください。

※場内が狭いため、大型車輌での搬入はご遠慮ください。

※産業廃棄物や処理困難ごみ、適性な分別がされていないごみ等の持ち込みは出来ません。

産業廃棄物については7ページをご参照ください。持込み可能か不明の場合は事前に和光市清掃センターにご確認ください。

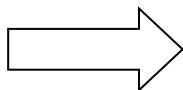
### 事業系ごみの分別と適正処理について

事業系ごみの中には資源も含まれており、それらを分別することでごみ減量につながるだけでなく、処理費用の削減にもつながります。

資源をごみにすることなく、種類ごとに分別を徹底して適正な処理をしていただきますようお願いします。

#### 資源

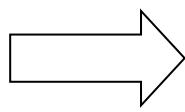
紙 缶 ペットボトル  
段ボール 布など



分別して資源業者に有価物として  
引き渡すことでごみ減量やごみ処  
理費用の削減につながります

#### 事業系ごみ

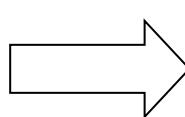
事業系一般廃棄物  
生ごみ、紙くず、木くず  
など



5 ページ～6 ページの5事業系ご  
みの処理方法①または②の方法で  
処理お願いします

#### 産業廃棄物

プラスチック、金属、油  
など（7ページ参照）



処理については産業廃棄物の理業  
者に委託してください。（処理業者に  
ついての問合せは8ページ参照）



### 朝霞市とのごみ処理広域化について

当市では、平成30年に朝霞市と「ごみ広域処理に関する基本合意書」を締結し、ごみ広域処理体制の構築に向けた検討を本格的に開始しております。令和2年10月には、両市で構成する「朝霞和光資源循環組合」を設立し、令和12年からの新処理施設の稼働に向けて協議を進めています。ごみ処理広域化についての詳しい情報は、朝霞和光資源循環組合のホームページ（<https://www.asawa-junkankumiai.jp/>）をご覧ください。

## 6. 産業廃棄物

産業廃棄物は、事業活動に伴い排出される廃棄物であり、以下の区分があります。産業廃棄物は市で処理できませんので、産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

### 産業廃棄物の区分一覧

名 称	指 定 業 種 等	廃 棄 物 の 例
(1)燃え殻	なし	焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭
(2)汚泥	なし	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
(3)廃油	なし	グリス(潤滑油)、大豆油など、鉱物性動物性を問わず、すべての廃油
(4)廃酸	なし	廃写真定着液など、有機性無機性問わず、すべての酸性廃液
(5)廃アルカリ	なし	廃写真現像液、廃金属石けん液等、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
(6)廃プラスチック類	なし	発砲スチロールくず、合成繊維くず等、固形状液状を問わず高分子系化合物(合成ゴムを含む)
(7)ゴムくず	なし	天然ゴムくず(注:合成ゴムは廃プラスチック類)
(8)金属くず	なし	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属金属の研磨くず、切削くずなど
(9)ガラス、コンクリート、陶磁器くず	なし	板ガラス、耐火レンガくず、タイル、石膏ボードなど、コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
(10)鉱さい	なし	鋳物砂、サンドblastの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
(11)がれき類	なし	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片
(12)紙くず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業等	印刷くず、製本くず、裁断くず、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず
(13)木くず	建設業、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業等	建物・電柱・工事現場等から排出される廃木材やおがくず、梱包材くず、板切れ、廃チップ
(14)繊維くず	建設業、繊維工業	木綿、羊毛、麻、糸、布、不良、レーヨンくず、建設現場から排出される繊維くず、ロープなど ※注:合成繊維は廃プラスチック類
(15)動物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業	動物や植物に係る固形状の不要物(魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど)
(16)動物のふん尿	畜産農業	牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
(17)動物の死体	畜産農業	牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
(18)動物系固形不要物	と畜場等	解体した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
(19)ばいじん	集じん施設によって集められたもの	大気汚染防止法のばいじん煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
(20)廃棄物の処理物	廃棄物を処分するために処理したもの	有害汚泥のコンクリート固形物、焼却灰の溶融固形物

※(12)～(18)の廃棄物は特定の事業活動に伴って排出される場合にのみ産業廃棄物となります。

それ以外の場合は事業活動に伴って排出された廃棄物でも一般廃棄物となります。

※(19)～(20)の廃棄物は業種を問わず、排出形態によって産業廃棄物となります。

※(13)木くすで、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用木材を含む）は業種を問わず産業廃棄物となります。

※ 輸入された廃棄物は原則としてすべて産業廃棄物となります。

※ その他廃棄物の区分として、特別管理産業廃棄物（廃油、廃強酸、廃強アルカリなど）や特別管理一般廃棄物（PCB 使用部品、廃水銀、感染性一般廃棄物など）があります。

なお、廃棄物の「収集運搬」と「処分」でそれぞれ契約が必要となります。

詳細な産業廃棄物の問い合わせや処理業者の紹介は下記をご参照ください。

#### ①産業廃棄物についての問合せ先

・埼玉県産業廃棄物指導課 TEL：048-830-3125

・埼玉県西部環境管理事務所 TEL：049-244-1250

#### ②産業廃棄物処理業者の紹介

・一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 TEL：048-711-1014

ホームページ URL <https://saitama-sanpai.or.jp/>

## 7. 排出事業者責任

### ■排出事業者責任とその重要性

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）第3条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする排出事業者責任が定められています。

### ■廃棄物処理を委託する場合は「許可」があるか確認しましょう

排出事業者が、廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物であれば産業廃棄物処理業者、一般廃棄物であれば一般廃棄物処理業者等、廃棄物処理法において廃棄物を適正に処理することができると認められている者に委託しなければなりません。⇒許可のない者に廃棄物処理を委託した場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（併科）に処されることがあります。

### ■処理業者との契約に第三者を介在させないでください

排出事業者は委託する処理業者を自ら決定するべきであり、また、処理業者との契約内容（廃棄物の種類・数量、料金、有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するものです。排出事業者の責任を果たすため、これらの決定を第三者に委ねるべきではありません。これらの決定を第三者に委ねると、第三者に仲介料が発生し、処理業者に適正な費用が支払われなくなる可能性があり、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがあります。

廃棄物処理法における排出事業者の責任は極めて重いものです。

事業者は上記の点を十分に認識し、廃棄物の適切な処理や減量に努めるなど、自らが排出した廃棄物に責任をもって最後まで管理する必要があります。



ごみ減量・リサイクル推進キャラクター  
『クリーンくる』

和光市 市民環境部 環境課

TEL:048-424-9153